役員等報酬規程

第1条 目的

この規程は、「社会福祉法人富山聖マリア会」定款に定める下記の役員、評議員 及び各委員会所属の委員について適用する。

- ①定款第22条に定める役員(理事及び監事)と定款第8条に定める評議員
- ②定款第6条に定める評議員選任・解任委員会の委員
- ③同法人事業所 特別養護老人ホーム常楽園の以下の委員会
 - ア. 入所判定委員会の委員
 - イ. 虐待防止委員会の委員

第2条 報酬

役員等の報酬は、その地位にあることのみによって支払うことはせず、職務に応 じ次のとおりとする。

(1)毎月、事業所を巡回指導し、非常勤で法人運営に携わる理事に対して、月額で報酬を支払う。

月額 50,000 円

- (2)上記以外の役員等に対しては、会議などへの出席について、その都度、報酬を支払う。
 - 一回 3,000 円
- (3)(内部)監査を実施した監事に対しては、(2)ではなく次の報酬を支払う。 一回 5,000 円

第3条 費用弁償

(1) 交通費

会議の交通費は、以下の通りとする。

富山県内在住者:2,000円

富山県外在住者:5,000円または実費

(2) その他の経費

研修等で費用(参加費等)が発生した場合は、実費を支給する。

第4条 改変

この規程は法人の運営状況と社会経済情勢の変化に応じて改変するものとする。

第5条 付則

- (1) この規程でいう会議とは、理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、 監査の立会い及び入札の立会いのことをいう。
- (2) この規程は、雇用形態を問わず当法人の職員としての身分を有する者には適用しない。

この規程は、社会福祉法人富山聖マリア会評議員会の決議日(令和 2 年 11 月 21 日)から施行する。